

道路特定財源確保に向けた今後の取組

各都道府県におかれましては、下記 1～4 に掲げている事項について、積極的な取組をお願いします。

1 地元選出国會議員及び都道府県議會議員への訴えかけ（設置要綱「活動内容①」）

- ① 民主党議員を中心に、地元選出国會議員等への訴えかけ
- ② ブロック知事会としての活動
- ③ 都道府県議会での議決

2 都道府県民への働きかけ（設置要綱「活動内容②」）

- ① わかりやすい PR 資料の作成（パンフ、ポスター、チラシ等）
- ② 周知活動（県民大会、街頭ビラ配り 等）
 - ◎ 街頭ビラ配りの案
 - ・ 都道府県下一斉ビラ配り（統一実施日を設定し、ニュースバリューをだす）

3 マスメディアによる広報活動（設置要綱「活動内容③」）

- ① テレビ、ラジオへの出演
 - ・ 可能であれば、市町村長や議員に対しても、日を変えて出演要請
- ② 新聞広告等の活用
- ③ 都道府県の広報誌や広報番組等の活用、HP のトップページでの PR（バナー等）

4 その他（設置要綱「活動内容④」）

- ① 都道府県だけでなく、市町村においても特色のある積極的な取組を実施するよう、働きかけを行う。
 - ※ 市町村独自の活動例
 - 市民への手紙 [例：福岡県久留米市]
 - 職員の勉強会 [例：高知県北川村]
- ② 都道府県主催行事等での資料の一部として、「暫定税率維持」に関する資料を加える。
 - ※ 可能であれば職員から説明を行う。
- ③ 他団体との連携（経済団体、商工団体、建設業、観光業、交通業 等）